

平成27年12月11日

(株) 今井工務店

今井 清志 様

群馬県知事 大 澤 正 明



一般 建設業の許可について (通知)

平成27年11月6日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号 群馬県知事 許可(般-27) 第 837号
許可の有効期間 平成27年11月21日から平成32年11月20日まで
建設業の種類

土木工事業
とび・土工事業
鋼構造物工事業
造園工事業

建築工事業
管工事業
ほ装工事業
水道施設工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成32年10月21日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)